

生徒心得

高校生活の根本は、学校という集団の中で多くの仲間とともに学び、ともに鍛え、ともに成長してゆくことである。そして社会の進歩発展に役立つ人となることを目指して努力しなければならない。そのためには、学校の内外とも、規律正しい、節度ある生活をするのが望ましい。常に高校生としての本分を自覚し、校訓を忘れず、礼儀正しい品格ある態度を保つように努めなければならない。

I 礼儀

- (1) 年長者や目上の人には礼儀正しくする。
- (2) 先生、友人、知人や来校者には挨拶する。
- (3) 正しく、丁寧な言葉遣いを心がける。
- (4) 交友は常に明朗で節度を保ち、お互いに立場をよく理解し合う。

II 校内生活

- (1) 登下校の時間を守る。
特別な事由で下校が遅くなるときは、担当教師の許可を受ける。
- (2) 登校時から放課後までの間は、原則として外出をしない。
やむを得ない事由で外出および早退するときは、必ずH R担当に届け、許可を受ける。
(外出許可証、早退許可証)
- (3) 所持品には記名し管理をしっかりと行う。
- (4) 学習に必要なもの、不必要な金銭は持参しない。
- (5) 遺失物や拾得物は、すぐに担任または係に届け出る。
- (6) 儀式・集会では、その意義をよく認識し、静粛な態度でのぞむ。
- (7) 教室の整理・整頓・美化につとめる。
移動教室、下校の際には教室の消灯、消火、戸締りをしっかりと行う。
- (8) 職員室に入室するときは、必ずノックをし、応答があってから入室する。
特に入室する際は服装をただし、言葉遣いには気をつけよう。事務室も同様である。
会議中や教師不在の場合は入室しない。
- (9) 公共物を大切に扱う。
校舎、校具を破損したときは、直ちに教師に連絡し指示を受ける。
- (10) 休業日に学校施設を利用するときは事前に届け出て、許可を受ける。
- (11) 生徒が校内に掲示しようとするときは、係教師に申し出て許可を受ける。
- (12) 校内外において、集会や行事を持つ場合は、事前にその内容を届け出て、許可を受ける。

III 出席規定

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課・見学などがあらかじめ明らかな場合は、事前にH R担任に届け出る。急な欠席等については、必ず保護者より学校に連絡をしてもらう。

- (2) 忌引は、次の表に定める期間内において、必要と認める日数とする。ただし、遠隔地の場合は、往復に要する日数を加算することができる。

死亡した者		日数
血族	一 親 等 の 直 系 尊 属 (父 母)	7
	二 親 等 の 直 系 尊 属 (祖 父 母)	3
	三 親 等 の 直 系 尊 属 (曾 祖 父 母)	1
	二 親 等 の 傍 系 者 (兄 弟 姉 妹)	3
	三 親 等 の 傍 系 尊 属 (叔 伯 父 母)	1
上記以外の生計を一にする親族		1

IV 服装規定

(1) 制 服

- ・制服は本校指定の販売店より購入したもので、購入時の型を標準とし、上着内側に販売店名・生徒名が刺繍、胸にエンブレムがついているものである。

制服A ブレザー・スラックス・ワイシャツ・ネクタイ

制服B ブレザー・スカート・スラックス・ワイシャツ型ブラウス・パーティ・ネクタイ

- ・指定された期間は、ネクタイ・パーティを着用すること。

(2) 頭 髪

高校生としてふさわしい自然な髪型であり、洗髪等に留意し、常に清潔な頭髪であるよう心掛ける。

(3) その他

具体的な運用は＜服装規定細則＞を適用する。

V 運転免許取得に関する規定

○普通乗用車

- (1) 普通乗用車の免許取得のための受験、または自動車学校への入校は第3学年の夏休みからとする。ただし、補講・指導等のある者については、指導終了後とする。
- (2) 自動車学校への入校を希望する生徒は、所定の「入校願」を担任に提出し、校長の許可を得る。
- (3) 普通乗用車の免許取得後は、学校在籍中（3月31日迄）は保護者同伴以外の運転及び乗車はしない。

○原動機付自転車

- (1) 原動機付自転車（50cc以下）については免許取得年令に達したとき、受験を認めるが、自動二輪の免許取得はしない。
- (2) 「原付免許受験願い」を提出する。

- (3) 免許証取得後は免許証のコピーを提出する。

※自動車学校への入校及び原付バイクの免許取得は、休業日および通常日の放課後、受講を認める。

VI 交通安全

登下校の際は交通規則を守り、事故防止に心がける。

(1) 自転車通学

- ・自転車点検をうけ、ステッカーをはる。
- ・傘さし運転や携帯電話を使用しながらの運転、並進・二人乗り等はしない。
- ・必ず二重施錠し、指定の場所に置く。
- ・自転車保険（損害賠償保険）の加入を勧める。

(2) 公共交通機関利用通学

- ・公衆道徳を守り、駅や車内で他の迷惑にならないようにする。

(3) バイク通学

- ・バイク通学を希望する場合は、必ず学校に願い出て許可を受ける。
具体的な運用は、『バイク通学に関して』を適用する。
- ・バイク通学は、交通規則、交通道徳を守る。

VII アルバイト

(1) 許可条件について

- ・就業時間は午後8時までとする。
- ・飲酒を主とする業種には就業しない。
- ・1年生の許可は、夏休み以降とする。

(2) 許可申請について

- ・アルバイトを希望する者は、担任を通して生徒指導部に「アルバイト許可願い」を提出し、「アルバイト許可証」を受ける。
- ・許可期間は年度内で最長1年とし、年度をまたいで同一のアルバイトを行う場合は、年度始めに更新手続きをする。
- ・アルバイトをやめた場合は、「アルバイト許可証」を速やかに返却する。

(3) 許可停止について

- ・一度許可を受けた者も、以下の項目に該当する場合は、アルバイトの許可を停止する。
ア 成績不振の者
イ 欠席・遅刻・早退の多い者

VIII その他

- ・授業中のスマートフォン等の携帯機器の使用については、授業担当者の指示のもと、適切に活用する。
- ・インターネット等を利用するときは、ネットワーク利用上の基本的モラルに従う。個人の

誹謗中傷等は絶対にしない。また、いかがわしいサイトにはアクセスしない。

備 考

届・願などを必要とするおもなもの（学校所定の書式・用紙による）

住所変更届・保護者変更届・保証人変更届・退学願・転学願・休学願・復学願・服装特別取扱
願・集会届・アルバイト願・参加出場願

<服 装 規 定 細 則>

制 服

- ・制服A・Bを標準制服として一揃い購入すること。
- ・自由購入品は、必要に応じて本校指定の販売店より購入すること。
- ・ネクタイ・パーティの着用について
冬服時（4月・5月、10月～3月）及び移行期（6月、9月）におけるブレザー着用時は、
ネクタイ・パーティをつける。
- 制服A・上着丈の長さは手を下にして握った手の内側に入る程度（第二関節まで）
 - ・スラックスは体型に合ったストレート型とする。
- 制服B・上着丈は袖丈とする。
 - ・スカート丈は膝頭中央とする。
 - ・スラックスは体型に合ったストレート型とする。

制服の改修及び再購入について

- ① 指定販売店を通さない制服の改修は行なわない。
- ② 改修または再購入が必要な場合は、担任に申し出ること。必要があれば制服担当窓口より
改修許可証（または購入許可証）を発行する。
- ③ 改修も再購入もすべて指定販売店で行う。

衣 替 え

6月初日より9月末日までは夏服(指定)着用とする。（前後一週間は移行期間とする）

コ ー ト

学校指定品以外の場合は、華美でないものとする。

化粧及び装飾品について

- ・マニキュア・口紅等の化粧はしない。（爪は清潔に保つこと）
- ・指輪・ブレスレット・ネックレス・ピアス等、高校生活に不必要な物は身につけない。

カバンについて

教科書・ノート等が十分入る大きさで、華美でないものとし、高校生にふさわしい物とする。

頭髪について

パーマ・染色・脱色・エクステンション、極端な刈り上げ、その他特殊な髪型にしない。髪をリボンで結ぶ場合は華美でないものとする。その他、髭は伸ばさない。

服装指導について

随時、服装指導を実施する。

	制服 A	制服 B
上 着	ブレザー 前釦 2 つ 袖口 2 つ	ブレザー 前釦 2 つ 袖口 2 つ
ス ラ ッ ク ス ス カ ー ト	スラックス フォーマル（杉綾織り） （グレー系）	スカート スラックス フォーマル（杉綾織り） 前ボックスプリーツ（グレー系）
ワ イ シ ャ ヅ ブ ラ ウ ス	ワイシャツ 襟 本校イニシャル刺繍 色 乳白色	ブラウス ワイシャツ 襟 本校イニシャル刺繍 色 乳白色
ネ ク タ イ パ ー タ イ	ネクタイ フォーマル（エンジ）	パーティ・ネクタイ フォーマル（黒）・（エンジ）
上 履 き	学校指定のもの	
ベ ス ト	ニットベスト（自由購入） 紺 襟にグレーライン / 白 襟にブルーライン	
ポ ロ シ ャ ヅ	ポロシャツ（自由購入） 胸 本校のイニシャル刺繍（白）	
コ ー ト	学校指定品（自由購入） ＊市販品（華美でないもの）	
雨 合 羽	学校指定品（自由購入） ＊市販品（単色で色の指定なし）（上着は白が望ましい）	
セ ー タ ー カ ー デ ィ ガ ン	＊市販品（色・型指定） 黒・紺・白・茶・灰色（無地）（Vネック）	
靴 下	＊市販品（色指定） 黒・紺・白・茶・灰色（無地）	
通 学 靴	＊黒・茶の短靴、運動靴（華美でないもの）	

（＊印は学校指定品はないので、高校生らしい物を使用すること）

『バイク通学に関して』

1 許可条件

学校より直線距離 8 k m 以上。または最寄りの乗車駅まで 4 k m 以上で、交通不便地域に限る。

- (1) 車種は、排気量 50cc 以下とする。
- (2) 自賠責保険及び任意保険加入を義務づける。
- (3) 学校まで乗り入れる者については、校内の駐輪場に必ず乗り入れること。
- (4) ヘルメットはジェット型、フルフェイス型に限る。

2 許可手続

